

令和4年度 鶴岡市林業振興協議会

日時 令和5年3月28日(火)午後1時45分～

会場 鶴岡市役所6階大会議室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ
4. 副会長の指名
5. 協 議
 - ・ 鶴岡市森林整備計画の見直しについて
6. 意見交換
 - ・ 森林環境譲与税活用事業について
 - ・ 担い手の育成と確保について
7. その他
 - ・ 木材の利用の促進に関する基本方針の改正について
8. 閉 会

資料一覧

- 1 令和4年度 鶴岡市林業振興協議会 次第（裏面：資料一覧）
- 2 鶴岡市林業振興協議会委員名簿（裏面：オブザーバー、事務局名簿）
- 3 座席表
- 4 資料
 - ・協議1 鶴岡市森林整備計画の見直しについて
 - ・意見交換1 森林環境譲与税活用事業について
 - ・意見交換1（参考資料）森林環境譲与税関連事業のロードマップ
 - ・意見交換2 担い手の育成と確保について
 - ・その他1 木材の利用の促進に関する基本方針の改正について
 - ・別紙 つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案

鶴岡市林業振興協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	役職名等	備考
1	皆川 治	鶴岡市長	会長
2	林田 光祐	山形大学 副学長	
3	山之内 弘幸	庄内森林管理署 署長	
4	伊藤 信	山形県庄内総合支庁産業経済部森林整備課長	
5	山本 益生	出羽庄内森林組合 代表理事組合長	
6	五十嵐 正直	温海町森林組合 代表理事組合長	
7	加藤 重弥	指導林業士	
8	渋谷 みどり	森林施業プランナー	
9	栗本 正幸	株式会社大和 代表取締役	欠席
10	阿部 信矢	株式会社渡会電気土木 顧問	
11	佐藤 友和	山形県建設業協会 鶴岡支部理事	欠席
12	石井 徹	山形県建築士会 鶴岡田川支部長	
13	和田 吉和	つるおか住宅活性化ネットワーク 会長	

任期：令和5年3月28日～令和6年3月31日

オブザーバー

No.	職 名	氏 名	備 考
1	庄内森林管理署 森林技術指導官	葛西 譲	
2	建設部建築課長	坂井 正則	

事務局

No.	職 名	氏 名	備 考
1	農林水産部長	佐藤 龍一	
2	農山漁村振興課林業振興主幹	齋藤 健一	
3	農山漁村振興課工務主査	山泉 寿史	
4	農山漁村振興課農山漁村振興専門員	五十嵐 祐介	
5	農山漁村振興課地域林政アドバイザー	齋藤 正一	
6	藤島庁舎産業建設課長	上野 衛	
7	羽黒庁舎産業建設課長	上林 喜博	
8	櫛引庁舎産業建設課長	熊坂 誠	
9	朝日庁舎産業建設課長	齋藤 敬子	
10	温海庁舎産業建設課長	伊藤 隆	

■ 鶴岡市森林整備計画について

- ・ 森林法に基づき県の庄内地域森林計画に即して策定し、県計画が見直しされた場合は同時に見直し
- ・ 地域の特徴を踏まえた森林整備の基本的な方向性や森林施業の標準的な方法などを明示
- ・ 計画期間10年間(平成30年度～令和9年度)で、5年ごとに見直し
- ・ 今回、県計画が見直しされた(12月26日)ことから、本市の計画も見直しするもの

■ 本市計画の見直し内容

1. 県計画で変更された森林面積と路網計画を反映
2. 新たに保安林指定された森林を追加(藤島地域 5.80ha、温海地域 1.29ha)
3. 特に効率的な施業が可能な森林区域を新たに追加

- ・ 計画区域内は主伐による再造林が必須(造林・保育事業の国庫補助率が加算)
- ・ 県の設定方針を基本とし、市が独自に基準を追加(基準(案)は市林業再生検討部会※で調整済み。)

○ 基準(案) ※下線部が市独自基準

1又2のいずれかの条件を満たす森林区域

※市林業再生検討部会：市林業振興協議会設置要綱により設置する部会。学識経験者、林業関係機関、木材加工業者等で組織

1. 自然的条件及び作業性に係る①～⑥の条件をすべて満たす区域

- ①地位 1～6
- ②標高 700m未満
- ③少雪、多雪地帯及び豪雪地帯下部
- ④斜面方位 南～西(方位角135°～315°)
- ⑤傾斜角20°未満(車両系林業機械による作業を想定)
- ⑥林道等の路網の状況 林道からの距離400m以下

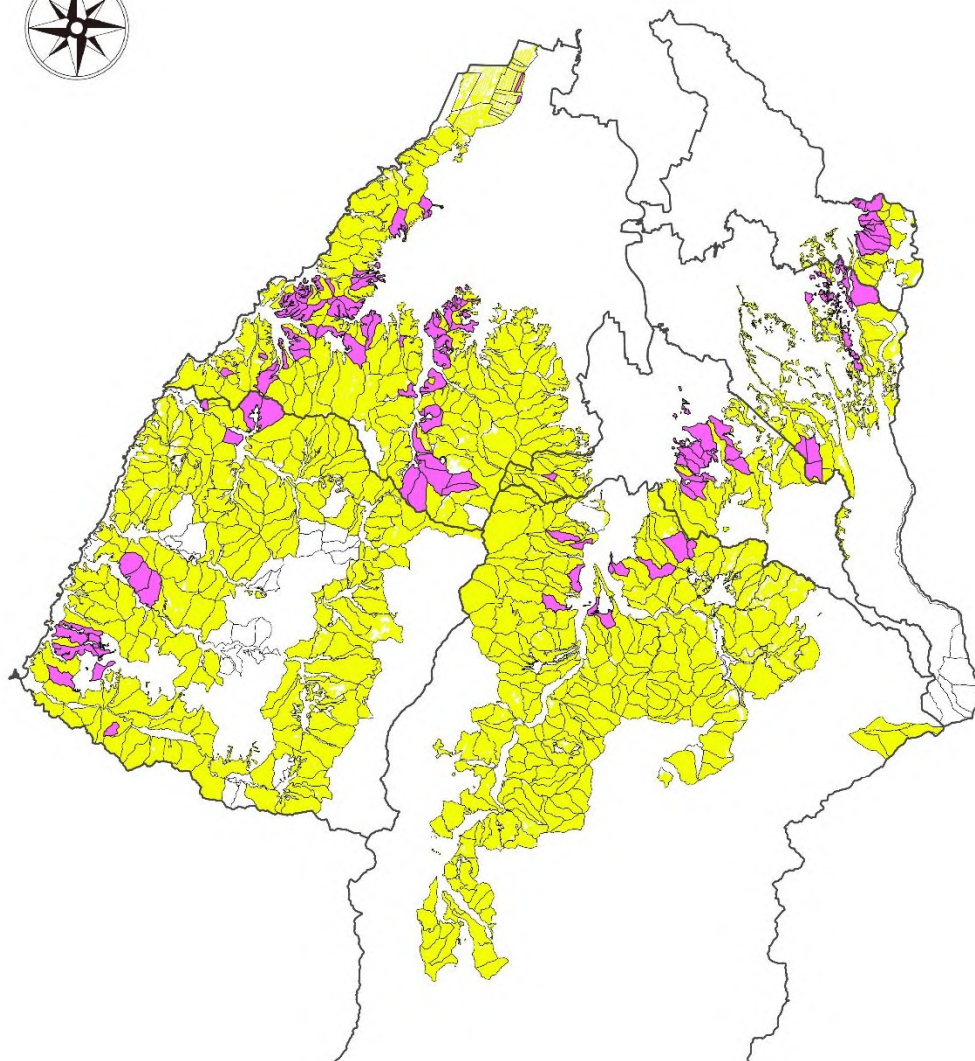
2. 森林経営計画※ 区域又は予定区域


※森林経営計画：林業事業者が策定する5年1期の森林施業計画

協議1 鶴岡市森林整備計画の見直しについて



県の基準による区域図

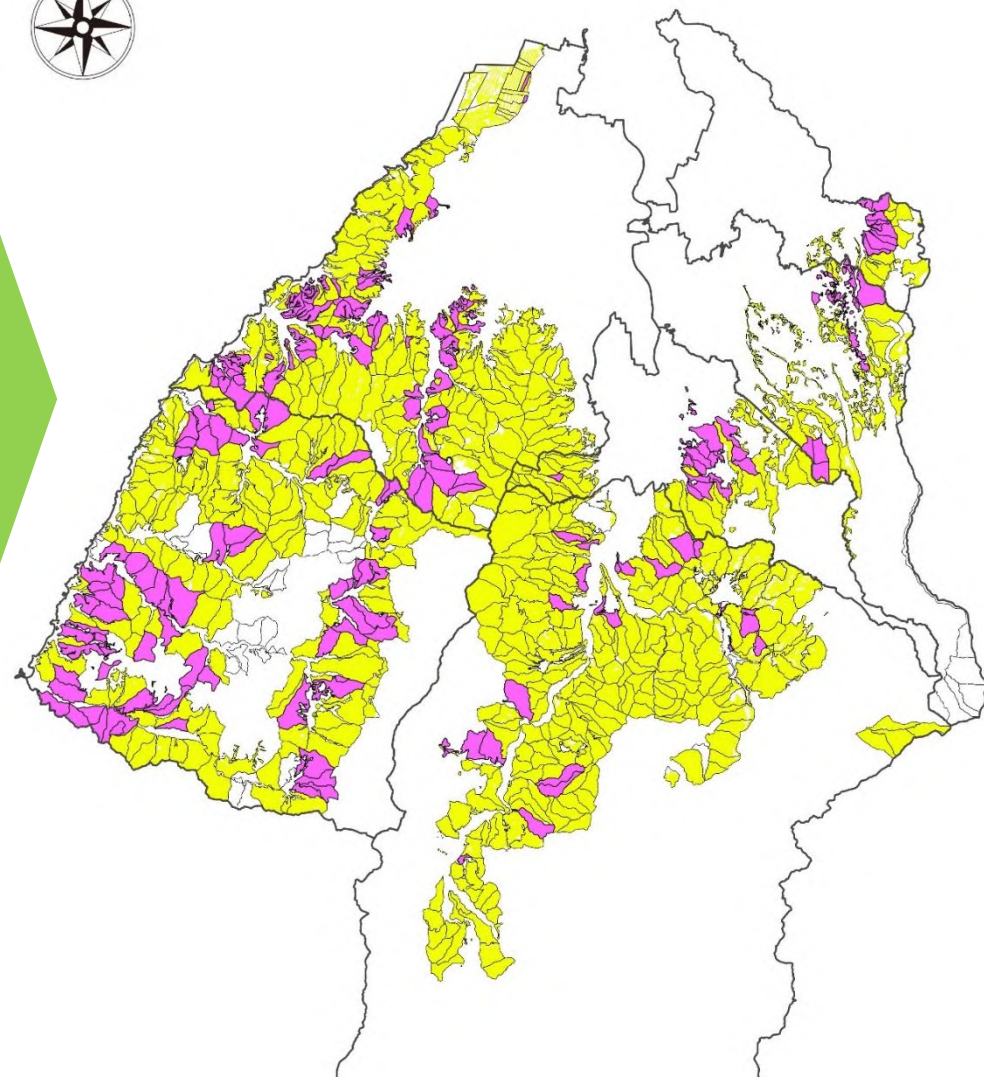



	面積(ha)	蓄積(m ³)
 特に効率的な施業が可能な森林の区域	4,030	1,284,458

 ※ 木材生産機能林 43,603haのうち、特効区域9.2%



市独自基準追加後の区域図(案)



	面積(ha)	蓄積(m ³)
 特に効率的な施業が可能な森林の区域	8,483	2,297,157

 ※ 木材生産機能林 43,603haのうち、特効区域19.5%

- 令和3年度の森林環境譲与税の活用額は19,589千円。令和4年度の活用見込額は37,790千円で約2倍の事業量の見込。(図表1、図表2)
- 令和4年度の譲与税額に対する活用見込額の活用率は46.5%、下記の事業展開により令和元年度9.8%から年々増加。(図表1)
 - (路網整備) 令和2年度から林道等の曲線部の拡幅改良工事を継続実施。
 - (森林保全) 令和2年度から市単独の森林病虫害対策として国庫補助対象外の被害木の伐倒駆除を継続実施。
 - (森林整備) 令和3年度に間伐と保育施業に対する高上げ補助を新設。令和4年度に間伐施業支援を拡充。
- 令和4年度の山形県森林資源デジタル化推進事業負担金(96,234千円見込)は積立金を活用。(図表1)

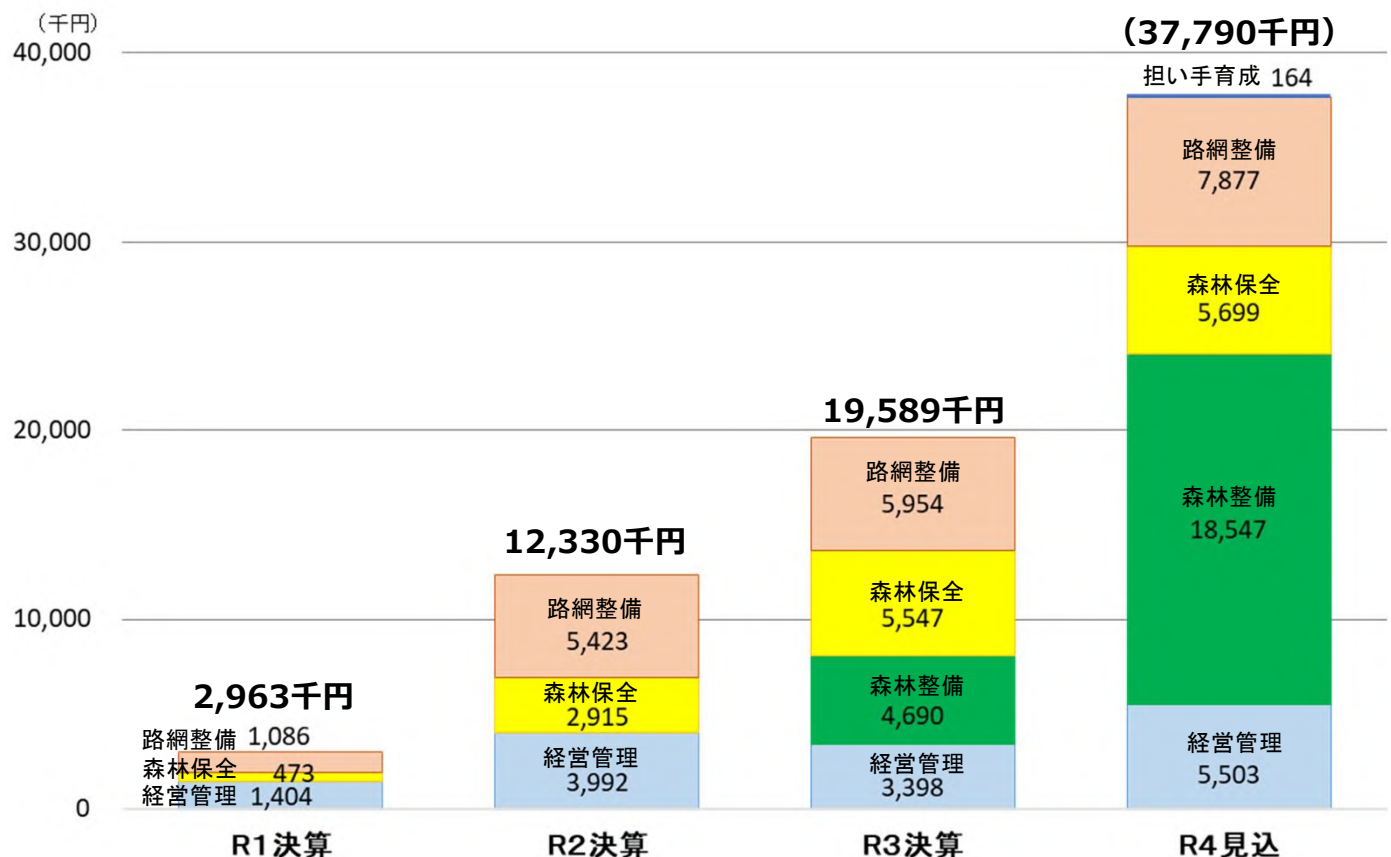
■ 図表 1 森林環境譲与税の活用状況

(単位：千円)

	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度見込
譲与税額	30,255	64,292	64,899	81,188
活用額	2,963	12,330	19,589	37,790
活用率	9.8%	19.2%	30.2%	46.5%
積立額	27,292	51,990	45,340	43,487
取崩額	0	0	0	96,234
基金残高	27,292	79,282	124,622	71,875

※活用額は、基金積立額及び令和4年度山形県森林資源デジタル化推進事業負担金(96,234千円)を除く。

■ 図表 2 用途別の活用状況



令和5年度 森林環境譲与税関連当初予算の概要

区分	5年度 当初予算 A	4年度 当初予算 B	増減 A-B
	千円	千円	千円
1. 担い手の育成と確保			
・事業体の育成強化に向けた支援【新規】	1,000	0	1,000
・林業に必要な知識や技術の習得への支援	600	300	300
2. 木材生産の拡大			
・森林整備に対する市嵩上げ支援【拡充】	57,714	44,966	12,748
・リモートセンシング調査県事業負担金等	55,932	110,314	▲ 54,382
・路網の整備(拡幅改良工事、排水設備設置など)【拡充】	21,715	10,100	11,615
・森林所有者の意向調査、森林境界案の作成	10,610	2,000	8,610
・森林経営管理制度の推進	8,691	5,356	3,335
3. 森林資源の利用拡大			
・新朝日庁舎の鶴岡産木材の活用【新規】	5,038	0	5,038
・木質バイオマスエネルギー熱利用可能性調査【新規】	2,038	0	2,038
4. 森林の保全			
・松くい被害木の伐倒駆除・植栽	3,290	3,000	290
・森林管理・整備に関する共同研究	2,595	3,000	▲ 405
5. 基金積立			
・森林環境譲与税基金積立	131	37,420	▲ 37,289
計	169,354	216,456	▲ 47,102

【財源内訳】

森林環境譲与税	83,715	83,198	517
国庫補助金	38,276	24,700	13,576
基金繰入金	47,232	108,330	▲ 61,098
基金利子	131	228	▲ 97
計	169,354	216,456	▲ 47,102

意見交換1(参考資料) 森林環境譲与税活用事業のロードマップ

令和5年3月28日
林業振興協議会

区分	目標	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	実施状況・予定等
人材育成	・林業人材の育成と確保				担い手の育成と確保 ・林業従事者研修への支援、林業事業体の体制強化事業							・林業担い手育成支援事業(R4～) ・林業事業体向け研修事業(R5～)
木材生産	・国県補助への嵩上げ支援による年間間伐量1.5倍の増加 (基準値244ha⇒目標値400ha)			間伐補助の嵩上げ ・森林経営計画を有する森林の間伐に対する支援、森林経営計画のない搬出間伐や保育間伐に対する支援							・嵩上げ支援事業(R3～) ・支援内容の拡充(R4～)	
	・国県補助への嵩上げ支援による再造林の推進			再造林・下刈り補助の嵩上げ ・森林の再造林、下刈り、除伐、枝打ちに対する支援							・嵩上げ支援事業(R3～)	
	・人工林約11,000haの森林所有者の意向を調査	モデル地区調査 ・添川地区(藤島)		意向調査の実施 ・R4 越中山地区(朝日)、R5 板井川地区(楡引)							・モデル調査(R元、2) ・優先度の高い地区から順次調査開始(R4～)	
	・年間約100haの経営管理実施権を設定			経営管理権の取得→経営管理実施権の設定 ・R4 添川地区(藤島)、R5 越中山地区(朝日)							・市が経営管理権取得、事業体に実施権を設定(R4～)	
	・10t車両が通行可能な林道改良 ・災害に強い路網の整備	路網改良・維持管理 ・林道側溝浚渫、横断側溝設置、林道改良工事、作業道改修への支援							・側溝土砂撤去、排水施設設置(R元～) ・林道等改良工事(R2～) ・作業道機能向上回復事業(R3～)			
	・林道及び林道専用道の開設							新規路線開設 ・林道及び林業専用道の新規開設の検討			・林道念珠線整備(H28～) ・新規路線開設検討(R6～)	
・リモートセンシング調査による森林資源と地形情報の把握 ・地籍調査未実施森林の境界明確化	リモートセンシング調査の財源確保に向けた積立		リモートセンシング調査		山林の境界明確化 ・三瀬地区(鶴岡)、関川地区(温海)						・県との共同事業でリモセン調査(R4、5) ・境界図案作成と境界確認開始(R5～)	
木材利用	・公共施設の木造化・木質化						公共施設建設への鶴岡産材の利用 ・鶴岡産木材の購入経費に対する譲与税の充当				・朝日庁舎木造化への譲与税活用(R5、6)	
	・低質木材の地域内循環と利用促進						木質バイオマスエネルギーの活用 ・公共及び民間施設への熱利用の調査・普及推進				・木質バイオマスエネルギー普及可能性調査(R5) ・朝日庁舎へのチップボイラー導入(R6)	
森林保全	・海岸林の松くい虫被害の終息	松枯れ対策 ・防風林機能が低下している箇所へのマツの植栽、高度公益機能森林に隣接する2km範囲の民地内の松くい虫被害木駆除							・松の植栽(R元～) ・被害木の伐倒駆除(R2～)			
	・市が管理する森林及び里山林の効率的な整備管理方法の確立と実施		経営に適さない森林の管理 ・効率的な森林管理に向けた山形大学・山形県との共同研究、研究結果に基づく森林管理							・共同研究実施(R3～7)		

意見交換 2

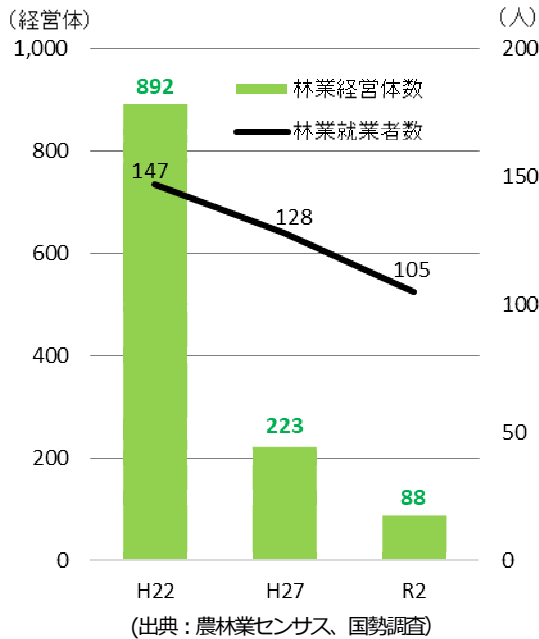
担い手の育成と確保について

1. 現状

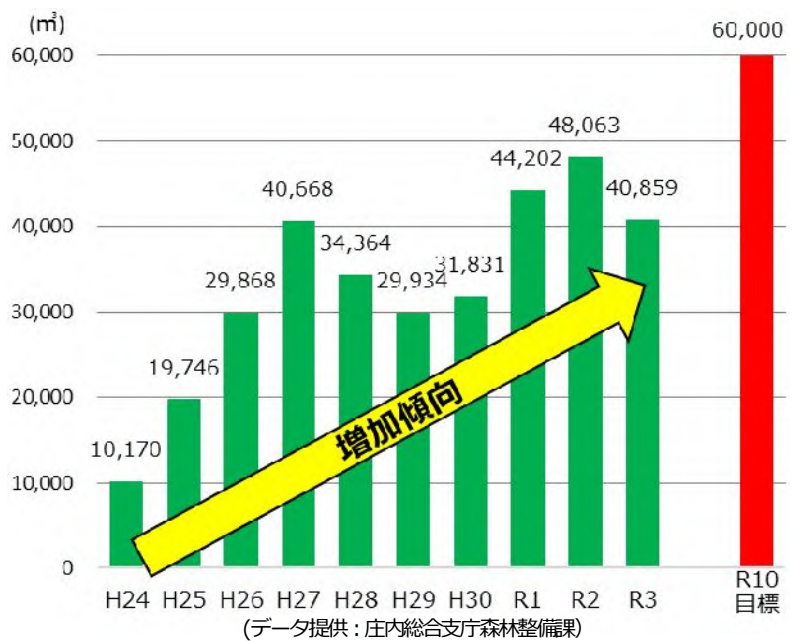
○本市の林業経営体数及び林業就業者数は大きく減少

○令和3年度の総合計画の成果指標（年間木材生産量 60,000 m³）の達成率は68%

■林業経営体数と林業就業者数の推移



■鶴岡市の木材生産量(民有林)の推移



2. 課題

- ①林業に携わる人材（林業技術者や森林施業プランナー等）の育成・確保
- ②木材生産量の拡大に対応するための組織体制の強化

3. 対応策

- ①林業に必要な知識や技術の習得に対する支援

■林業担い手育成支援事業補助金 令和5年度予算額 600千円（継続）

- ・補助対象：林業事業者
- ・対象経費：新規就労者研修、林業技術向上研修、資格取得に係る経費
- ・補助金額：10分の10、1事業者当たり15万円上限

- ②持続的な林業経営の確立を支援するために林業事業者向けの研修を実施

■林業事業者育成強化事業 令和5年度予算額 1,000千円（新規）

- ・研修内容：生産性の向上や安全性に関するもの
人材確保対策や労働環境の改善に関するもの
儲かる林業、林業の認知度向上やイメージアップに関するもの
- ・研修方法：年間複数回の研修を開催

「鶴岡市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」(平成24年3月26日策定)を、国及び県の方針改正を踏まえ改正する。

○名称の変更

鶴岡市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針 → つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

<基本方針の構成>

<主なポイント>

第1 趣旨

○公共建築物及び民間建築物における鶴岡産木材を主とする木材の利用の促進、木造化、内装等の木質化等に必要な基本的事項等を定める

第2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果及び基本的方向

○木材はカーボンニュートラルな特性を有し、公共建築物のみならず、民間建築物における木材利用は、脱炭素社会の実現、SDGsへの関連、地域経済の活性化等にも大きく貢献
○市は鶴岡産木材の利用に取り組みやすい体制整備を進める
○林業・木材関係者は鶴岡産木材の利用促進及び適切な供給確保に努める

- 1 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果
- 2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の基本的方向

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

○市は法改正により新たに創設された「建築物木材利用促進協定」制度の積極的な周知に努める
○公共建築物においては、木工分離発注方式による建築材料としての木材の利用、木材を原料にした物の利用、エネルギー源としての利用を促進
○市は県や関係者と連携を図りながら、鶴岡産木材を活用した住宅づくりに関する情報発信や建築の担い手育成に努める

- 1 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 2 公共建築物等における木材利用の促進
- 3 住宅における木材利用の促進

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

○コスト、技術面で困難であるものを除き、積極的な木造化、内装等の木質化、木質バイオマス燃料とする機器導入に努める

第5 建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

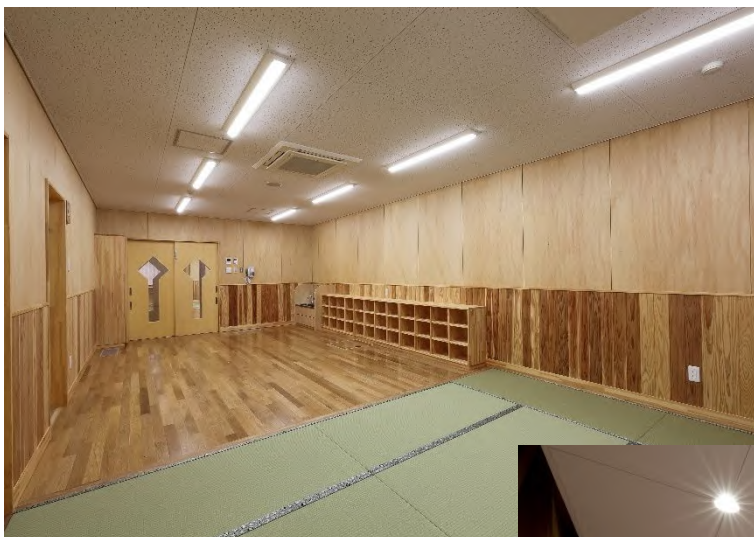
○市と関係者が連携して、林業の生産性の向上に努め、鶴岡産木材の安定供給体制整備に取り組む

第6 その他鶴岡産木材の利用の促進に関し必要な事項

○公共建築物を企画・立案する段階から木造化・木質化について十分検討を行い、木材利用を積極的に推進

別紙

つるおかの建築物における 木材の利用の促進に関する基本方針（案）



令和5年3月

鶴岡市

目 次

第1 趣旨	-----	1
第2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果及び基本的方向	-	1
1 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果	-----	1
2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の基本的方向	-----	3
第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	----	5
1 建築物木材利用促進協定制度の活用	-----	5
2 公共建築物等における木材利用の促進	-----	6
3 住宅における木材利用の促進	-----	8
第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標	-----	9
第5 建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項	----	9
第6 その他鶴岡産木材の利用の促進に関し必要な事項	-----	10
1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項	-----	10
2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	-----	10
3 木材の利用の促進に関する推進体制	-----	10

第1 趣旨

はじめに、国では「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）が施行（令和3年10月1日）され、法第10条第1項の規定により、建築物における木材利用の促進が公共建築物から民間建築物に拡大され、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）が策定された。この改正された法第12条第1項の規定に基づき、国の基本方針並びに山形県が定めた「やまがたの建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和4年3月24日改正）に即して、市が整備する公共建築物及び市区域内の民間建築物における鶴岡産木材^{※1}を主とする木材の利用の促進、木造化^{※2}、内装等の木質化^{※3}等に必要な基本的事項等について、市の方針を定めるものである。

※1 鶴岡産木材とは、主に鶴岡市内の森林から生産された木材のこと。

※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。

※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用すること。

第2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果及び基本的方向

1 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果

鶴岡産木材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創

出につながるものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）のゴールの多くに関連し、特に「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」に貢献するものである。

加えて木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に貢献する建設資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面、構造・防火関係の法規制の課題から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、国では平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。

また、近年は強度等に優れた建築用木材である CLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化や「あらかし^{※4}」での木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木材建築物等が建築されるようになってきている。

このようなことから、市は公共建築物のみならず、民間建築物における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

※4 あらわしとは、柱や梁などの構造材が見える状態のまま仕上げる手法。天井を張らずに梁を見せるなど。

2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の基本的方向

(1) 市の役割

市は、鶴岡産木材の利用促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められていることから、法第12条に規定する「市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「市町村方針」という。）を策定するとともに、県と連携しながら鶴岡産木材の調達に係る情報提供を行うなど鶴岡産木材の利用に取り組みやすい体制整備を進めるものとする。

(2) 関係者の役割分担

建築物を整備する工務店や大工等の事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、建築物における鶴岡産木材の利用の促進及び建築物の整備の用に供する鶴岡産木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

- ① 建築物を整備する事業者は、木材の利用の意義等について理解を深め、その整備する建築物において新たな木質部材を含む鶴岡産木材の積極的な利用に努めるものとする。
- ② 林業従事者、木材製造業者及び建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともにニーズに対応した

木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、鶴岡産木材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

(3) 鶴岡産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用促進にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保する等、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、法第 6 条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるよう木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するように努めるものとする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合^{※5}には、協定の内容等を公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度の情報提供を行うものとする。

※5 協定締結のメリット

<建築主となる事業者>

公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上する。

木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資。）など新たな資金獲得につながる可能性がある。

国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まる。

<林業・木材産業事業者>

信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できる可能性がある。

事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られる。

林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進む。

<建設事業者>

信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できる。

サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができる。

公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のPRができ社会的認知度も向上する。

2 公共建築物等における木材利用の促進

(1) 公共建築物における木材の利用の促進の意義

公共建築物の木造化や木質化を積極的に推進することにより、多くの市民が木と触れ合い、木の良さを実感する機会を創出し、また、木材の特性やその利用の促進を図る意義についての理解を効果的に深めることができる。

このようなことから、公共建築物における木材の利用を積極的に進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の建築物における木材の利用の促進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質バイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

(2) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、コミュニティセンター、市営住宅、庁舎等

② 市以外の者が整備する ① に準ずる建築物

市は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

(3) 公共建築物における鶴岡産木材の利用の促進のための施策の具体的方向

① 鶴岡産木材の利用の推進

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せて促進を図るものとする。

② 多様な木材の利用の促進

公共建築物において機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする設備等の導入も併せて促進を図るものとする。

③ 木材の分離発注方式の推進

公共建築物建設にあたっては、木工分離発注方式^{※6}を継続して推進する。

※6 木工分離発注方式とは、木造公共施設を整備する際に木材調達と建設工事を分離して発注する方式。

(4) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(2)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能

や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館等の文化財を収蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

3 住宅における木材利用の促進

市は鶴岡産木材を利用した住宅の建築等を促進するため、県や地域の住宅建設・木材生産等の関係者と連携し、住宅を建築する者に対して鶴岡産木材を活用した、市内の設計者・施工者による住宅づくりに関する情報発信や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

市が整備する公共建築物のうち、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第3の2（4）で市が整備する公共の用又は公用に供する建築物について、積極的に木造化を図るものとする。

また、高層・低層にかかわらず、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、鶴岡産木材を主として使用に努めるものとする。

加えて、設備等を設置または更新する場合は、積極的に木質バイオマス燃料とする器機等の導入及び鶴岡産木材を原料とした燃料の調達に努めるものとする。

第5 建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従業者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努め、鶴岡産木材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

市は「鶴岡市総合計画」に基づいた取組み、木材の供給に携わる関係者の取組みを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

第6 その他鶴岡産木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項

市は、公共建築物を企画・立案する段階において、鶴岡産木材使用事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報等を総合的に勘案しながら、木造化及び木質化を図るための具体的な計画について十分検討を行い、公共建築物への木材利用を積極的に推進するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備においては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達によって、建設コストの低減が図られる場合がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、様々な観点から建設コストを検討するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減なども含めた総合的なコストに考慮し、鶴岡産木材の利用に努めるものとする。

3 木材の利用の促進に関する推進体制

建築物における鶴岡産木材の利用の促進を効果的に図るため、また公共建築物の木造化等の推進を図るため、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者が一体となり、木造化・木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行うとともに、必要に応じて会議を開催し協議を行い取り組みの強化に努めるものとする。

附 則

この基本方針は、平成24年3月26日より施行する。

この基本方針は、令和5年3月31日より施行する。